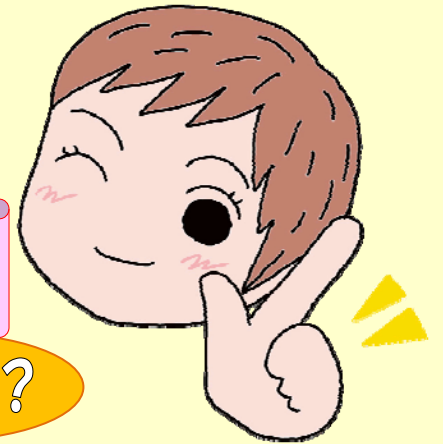


パート等、有期雇用者

「無期転換ルール」がスタートします

組合に入って無期転換しましょう



対象は？

「パートタイマー」「契約社員」「準社員」などの名称にかかわらず、「契約期間」に定めのある労働者はすべて「無期転換ルール」の対象になります。

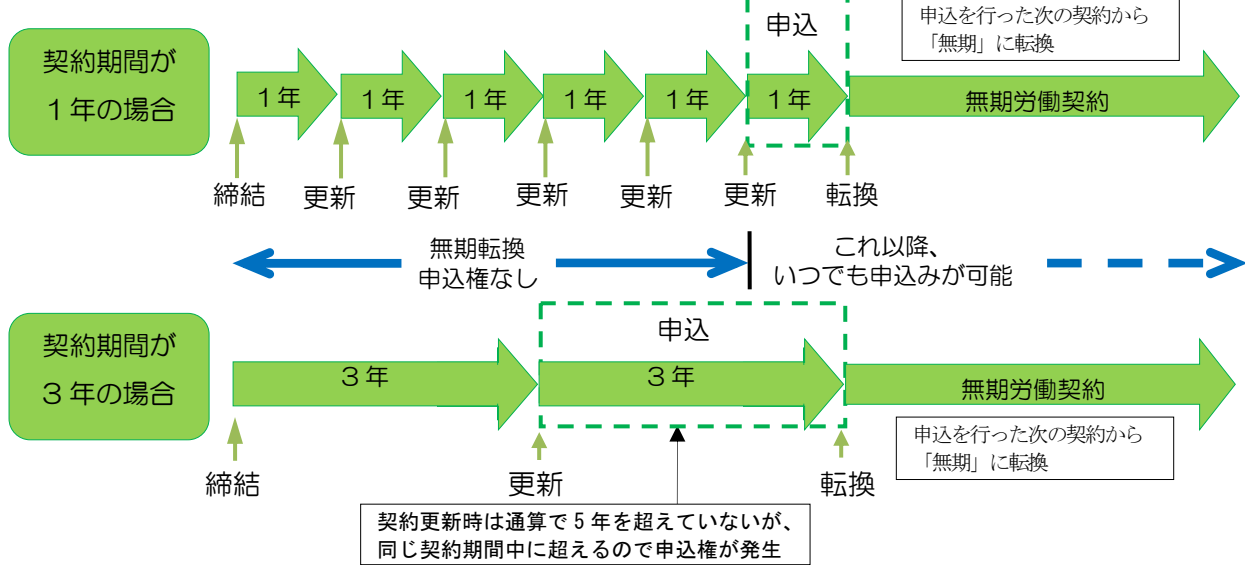
要件は？

- ①有期労働契約の通算契約期間が5年を超えていること。
- ②契約の更新回数が1回以上であること。
- ③同一の使用者との間で契約していること。

ポイント

- 通算契約期間が5年を超える契約期間内に無期転換の「申込権」が発生します。(左図)
- 通算契約期間に「無契約期間」があった場合でも、一定期間内(※)であれば無契約期間以前の契約期間も通算されます。

※一定期間とは
契約期間が1年以上の場合は「6カ月未満」、1年未満の場合は、契約期間の「1/2 未満」



労働契約法が改正され、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換することができるようになりました。

詳しくは、労働組合にご相談ください

まずは、労働組合に
相談しましょう！



〇〇労働組合

TEL : ()

E-mail : @

組合事務所 :

FAX : ()

.jp

病院1F

INI 医労連



「無期転換ルール」 Q & A

Q. 「無期契約」に転換するとどんなメリットがあるの？

A. 雇用期間の定めがなくなるため、むやみに「雇止め」がされることもなくなり、雇用が安定します。



Q. 非正規で10年間働いてきたのですが、私はすぐに「無期転換」できるのですか？

A. 制度上は、2013年4月以降の通算契約期間で5年が必要となりますので、2018年4月以降に「申込権」が発生します。しかし、労使の話し合いの中で「申込権」発生までの通算契約期間を短くすることは可能です。

Q. 無期転換の申込権が発生したあと、何年も申し込みをしなかったのですが、今でも申し込みはできますか？

A. 無期転換の申込権は、(2013年4月以降の)通算契約期間が5年を超える契約期間中に発生し、消滅することはありません。ただし、「無期契約期間」がある場合、それ以前の契約期間が通算されなくなる場合があります。



Q. 「無期契約」に転換するといろいろな責任を押し付けられるのでは？

A. 無期契約への転換は、申込さえあれば「無条件」となっていますので、労働条件などは原則として転換前と後で同一です。転換に伴って、条件の変更を打診されたとしても、断ることは可能ですし、断っても無期への転換も可能です。



Q. 「無期契約」に転換すると、いざ、退職したいときに辞めさせてもらえないのでは？

A. 当然のことですが、「職業選択の自由」がありますので、退職する自由も保障されなければなりません。原則として無期転換によって被用者に不利に働くことはありません。



Q. 通算契約期間が5年に達する前に「雇止め」されることはあるのですか？

A. 「無期転換」を避けるために雇用を打ち切るとは、法改正の趣旨からも「望ましくない」とされています。そのような話があったら、すぐに労働組合に相談しましょう。

NI 医労連

日本医療労働組合連合会
東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 3F
TEL : 03 (3875) 5871 FAX : 03-3875-6270
E-mail : n-ask@irouren.or.jp



日本医労連HP